平成25年７月12日

各　　位

会 社 名　エスアールジータカミヤ株式会社
代表者名　代表取締役社長　　髙 宮 一 雅
（コード番号２４４５　東証第二部）
問合せ先　取締役兼執行役員
経営企画室長　　安 田 秀 樹
（TEL. 06-6375-3918）

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成25年７月12日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本資金調達の背景と目的】

当社グループは、建設用仮設機材のレンタル事業及び販売事業を主たる業務としております。

震災以降の当社グループを取り巻く環境は、近年低迷していた建設投資が回復基調となり、震災復興需要に加え、新政権の経済対策による公共工事における需要増も見込まれております。

また、建設市場の産業構造も変化しつつあり、新設・新築工事を中心とした産業構造から老朽化したインフラの維持・補修・耐震化工事に対する重要性の比重も増加しております。

さらに、従来からの建設分野だけではなく、防災関連工事や太陽光発電関連工事といった環境分野へも市場が拡大しつつあります。

このような状況のもと、当社グループでは、維持補修工事や各種防災関連工事にも対応し、安全性、効率性に優れ、高品質な仮設機材を十分に供給することが必要であると考えております。

本資金調達は、多様化した顧客ニーズに応え、当社が保有する仮設機材の充実や入替えのための賃貸資産（仮設機材）の購入資金に充当するものであり、今後の当社グループのさらなる成長を加速させるものとなっております。

また、自己株式の処分及び当社株式の売出しを実施することにより、株式の分布状況の改善及び流動性の向上に資するものと考えております。

１．公募による自己株式の処分（一般募集）

（１）募集株式の種類及び数	当社普通株式　800,000株
（２）払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年７月23日（火）から平成25年７月25日（木）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
（３）募集方法	一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（４）引 受 人 の 対 価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
（５）申　込　期　間　処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の２営業日後の日まで。
（６）払　込　期　日　平成25年７月30日（火）から平成25年８月１日（木）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の５営業日後の日とする。
（７）申 込 株 数 単 位　100株
（８）払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 髙宮 一雅に一任する。
（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）
（１）売 出 株 式 の 種 類 及 び 数　当社普通株式　150,000株
（２）売　出　人　髙宮　一雅
（３）売　出　価　格　未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。）なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。
（４）売　出　方　法　売出しとし、みずほ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
（５）申　込　期　間　処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の２営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
（６）受　渡　期　日　平成25年７月31日（水）から平成25年８月２日（金）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の６営業日後の日とする。
（７）申 込 株 数 単 位　100株
（８）売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 髙宮一雅に一任する。
（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

３．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．をご参照）
（１）売 出 株 式 の 種 類 及 び 数　当社普通株式　125,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
（２）売　出　人　みずほ証券株式会社
（３）売　出　価　格　未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
（４）売　出　方　法　一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から125,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
（５）申　込　期　間　引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
（６）受　渡　期　日　引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（7）申 込 株 数 単 位　100株
（8）売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 髙宮一雅に一任する。
（9）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

４．第三者割当による自己株式の処分（後記＜ご参考＞１．をご参照）
（1）募 集 株 式 の 種 類 及 び 数　当社普通株式　74,900株
（2）払 込 金 額 の 決 定 方 法　処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
（3）割 当 先　みずほ証券株式会社
（4）申 込 期 間　平成25年８月27日（火）
（5）払 込 期 日　平成25年８月28日（水）
（6）申 込 株 数 単 位　100株
（7）上記（4）記載の申込期間内に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
（8）払込金額､その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 髙宮一雅に一任する。
（9）第三者割当による自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
(10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「３．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「２．当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から125,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、125,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式の一部を取得するために、みずほ証券株式会社は50,100株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成25年８月23日（金）を行使期限として、上記株主から付与されます。また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入れ株式の返還に必要な株式の一部を取得させるために、当社は平成25年７月12日（金）開催の取締役会において、前記「４．第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式74,900株の自己株式処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成25年８月28日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年８月23日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、グリーンシューオプションを行使することにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分について本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われず、またみずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

２．今回の一般募集及び本件第三者割当自己株式処分による自己株式数の推移

（１）現在の自己株式数	875,214株（平成25年６月30日現在）
（２）一般募集による処分株式数	800,000株
（３）一般募集後の自己株式数	75,214株
（４）第三者割当による処分株式数	74,900株（注）
（５）第三者割当後の自己株式数	314株（注）

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（注）　前記「４．第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当自己株式処分による手取概算額合計上限616,420,000円につきましては、その全額を平成26年３月期末までに賃貸資産（仮設機材）の購入資金の一部に充当する予定であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成25年７月12日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年７月５日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
当社 大阪摂津センター他	大阪府摂津市	レンタル事業	賃貸資産の増強拡充他	1,500,000	239,417	自己資金、借入資金及び自己株式処分資金	平成25年４月	平成26年３月	－

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

当社グループの収益の源泉である仮設機材の量的かつ質的な充実を図ることにより、幅広い顧客ニーズへの対応並びに中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、利益配当につきまして、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本としております。

（２）配当決定にあたっての考え方

期末配当の年１回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、毎年３月31日又は９月30日を基準日として、剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、健全な財務基盤を確立するとともに、自己資本の充実のために充ててまいりたいと考えております。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
１株当たり連結当期純利益	27.89円	34.94円	37.66円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	20.00円 （－）	20.00円 （－）	20.00円 （－）
実績連結配当性向	71.7％	28.6％	26.6％
自己資本連結当期純利益率	5.4％	12.7％	12.2％
連結純資産配当率	3.9％	3.6％	3.2％

（注）１．当社は、平成25年４月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っておりますが、平成24年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり連結当期純利益を算出しております。

２．１株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３．実績連結配当性向は、普通株式に係る１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。
４．自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の期首と期末の平均で除した数値です。
５．連結純資産配当率は、普通株式に係る１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は3.55％です。

ストックオプションの付与状況（平成25年６月30日現在）

取締役会決議日	新株式発行予定残数	行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成23年６月29日	180,000株	１円	57.40円	平成23年７月16日から 平成53年７月15日まで
平成23年８月５日	400,000株	205円	102.75円	平成26年７月１日から 平成31年６月30日まで
平成24年６月28日	212,000株	１円	98.10円	平成24年７月18日から 平成54年７月17日まで

（注）　当社は、平成25年７月12日（金）開催の取締役会において、新株予約権を募集することを決議しております。詳細につきましては、本日公表の「ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ」をご参照下さい。

（３）過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期
始　値	351円	499円	711円 □595円	517円
高　値	598円	817円	1,320円 □600円	970円
安　値	310円	371円	450円 □525円	460円
終　値	499円	711円	1,210円 □560円	780円
株価収益率	17.89倍	10.17倍	14.87倍	―

（注）１．□は、株式分割（平成25年４月１日、１株を２株に分割）による権利落後の株価であります。
２．平成26年３月期の株価については、平成25年７月11日（木）現在で表示しております。
３．株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（4）株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしましたが、これは、当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

（5）ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である髙宮一雅並びに当社株主である髙宮東実及び有限会社タカミヤは、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分、株式分割及び新株予約権の行使による新株式発行並びに平成25年７月12日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度に基づく新株予約権の付与等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記いずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。